

強度行動障害医療研究会 会則

2021年5月27日改定

第1条 名称および所在

1. 本会を強度行動障害医療研究会と称し、所在地は独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160）におくこととする。

2. 本会の事務局を独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター内（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160）におくこととする。

第2条 目的

本会は、全国の強度行動障害を伴う知的・発達障害児（者）の医療・支援に従事する関係者の相互研鑽の場となることを目的とする。

第3条 会員

1. 本会の会員は、次の者によって構成される。

全国の医療関係者、福祉・心理関係者、教育関係者、その他の強度行動障害医療の発展に寄与する専門機関・団体の職員および関係者で、世話人1名以上が推薦するもの。

2. 会員は次の事由により、その資格を失する。

(1) 退会 (2) 会費の納入が2年以上なかった場合 (3) 除名

会員が当会の名誉を傷つけ、または当会の目的に違反する行為があったとき、世話人代表がこれを除名することができる（除名については、別途規定を定める）。

第4条 事業

本研究会は、年1回の総会開催等を行う。その際の開催方法は、事務局である独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センターに任せられる。

第5条 役員

1. 本会に次の役員を置く。

(1) 世話人代表、世話人副代表、事務局長 各1名

(2) 世話人 特に人数を定めない

(3) 幹事世話人 特に人数を定めない

(4) 監事 2名とする

2. 世話人代表、副代表、事務局長は世話人より互選とする。

3. 幹事世話人、監事は世話人代表、副代表が決定する。

4. 世話人及び、幹事世話人、世話人代表、世話人副代表、事務局長、監事の任期は規定しない。

5. 世話人選出は自薦・他薦により行い、世話人会で承認されたものとする。

6. 役員の仕事及び権限は、会の担当と会務の総理（世話人代表）、会長の補佐と会務の分掌（世話人副代表）、事務手続きと会計等（事務局長）、会計監査（監事）、会務の分掌（世話人）、会の運営分掌（幹事世話人）とする。

第6条 世話人会

世話人会の開催は年1回以上とする。開催方法は世話人の意向を受けて、世話人代表が決定する。世話人会の

議決は（委任状も含め）1/2以上の出席で成立し、1/2以上の賛同で決定する。世話人の指名した代理人の出席ならびに議決権は認めるものとする。

このほか、会の運営等について別途幹事世話人会（代表・副代表・事務局長含む）を必要な回数、開催できるものとする。幹事世話人会で提案された内容のうち、議決等に類するものは第9条・10条の通りを行う。

第7条 研究会総会

総会の開催は年1回12月とする（ただしやむを得ない場合、開催時期は世話人代表の権限で変更可能とする）。総会で議決すべき事項と世話人会・幹事世話人会で判断した事項については総会で議決する。総会の議決は（委任状も含め）1/2以上の出席で成立し、1/2以上の賛成で成立する。

第8条 会費

事務局は会員の研究会費を徴収し運営費に充てる。研究会費の額は当分の間、世話人3000円/年、会員2000円/年とする。会費徴収は2021年度（2021年4月以降）開始とする。本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

本会の経費は、以下の資産を持ってあてる。本会の会計は事務局担当者があたり、資金について事務局担当者が適正に管理を行い、定期に代表者・監事の閲覧を受けるものとする。決算は総会等で報告する。

- (1) 会費 (2) 寄付金 (3) その他の収入

第9条 議決及び改正

本研究会の議決および改正は世話人会で議決し、研究会総会で報告する。

ただし、特に総会で議決すべき事項と世話人会・幹事世話人会で判断した事項については総会で議決する。

第10条 会則の変更

会則の変更は世話人会で発議・議決し、研究会総会で報告する。

附則

(1) 2020年10月8日施行

(2) 2021年5月27日改定（第1条、第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条改定）